

【分娩手当Q&A】

Q 1 : 当院では、分娩手当の支給に係る就業規則の改正時期が6月以降になりますが、改正後の就業規則の適用を4月1日として、産科医等に対し4月分まで遡って手当を支給しようと考えています。

このような場合、4月分から補助金の対象経費に計上して良いのでしょうか？

A 1 : 就業規則の改正が4月1日に適用され、手当が遡って支給されるのであれば、4月分から計上して差し支えありません。

ただし、当該事業における年度の区分は4月1日から翌3月31日までに取り扱った分娩に係る手当分となりますので、前年度以前に取り扱った分娩に係る手当については、当該年度の対象経費に含めることはできません。

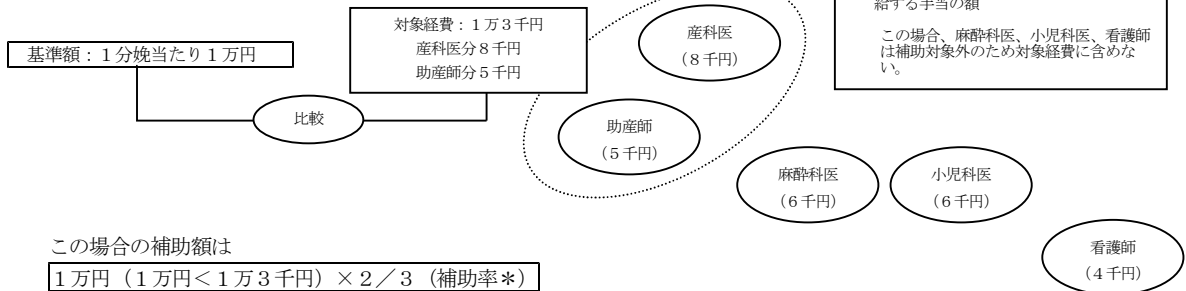
Q 2 : 当院では、常勤の産科医以外にパートや派遣で雇用している産科医や助産師に対しても分娩手当を支給していますが、これを補助金の対象経費に計上しても良いのでしょうか？

A 2 : 雇用契約等の文書に手当の支給について明記されており、かつ、実際に貴院から当該職員に対して分娩手当が支給されていることが確認できれば、対象経費に計上して差し支えありません。

Q 3 : 当院では、産科医、助産師以外に分娩に携わった麻酔科医、小児科医、看護師にも手当を支給していますが、補助金の申請において、どのような取り扱いになるのでしょうか？

A 3 : 分娩手当への補助に当たっては、基準額（1分娩当たり1万円）と対象経費（分娩に携わった産科・産婦人科医及び助産師に対する手当）を比較して少ない方の金額から補助額を算出しますが、麻酔科医、小児科医、看護師等については、当該補助事業の対象外であるため、対象経費に含めることができません。

○基準額と対象経費の比較イメージ図



*補助率は、国立大学法人及び独立行政法人にあっては、1/3

注) 実際は1分娩ごとに比較を行うのではなく年間の分娩件数に係る対象経費と基準額をそれぞれ積み上げたもので比較します。

【分娩手当Q&A】

Q 4 : 双子の分娩を取り扱った場合は、分娩件数を2件と数えて良いのでしょうか？

A 4 : 双子の分娩を取り扱った場合については、当該事業の基準額の算定に当たって、分娩件数を2件と計上して差し支えありません。

ただし、対象経費については、実際に病院、診療所又は助産所での支給方法に応じて計上してください。（実際に、1件分しか支給していない場合は、基準額に合わせて対象経費を2倍にしないでください。）

また、死産（妊娠22週以降）の取り扱いについても、分娩件数に計上して差し支えありません。

Q 5 : 個人で産婦人科診療所を開設している院長です。

自分でも分娩を取り扱っているのですが、会計処理上、診療所の収支差が私の収入となり、自分への給与（手当）を費用に計上することができません。

このような場合、自分は分娩を取り扱っても補助の対象とはならないのでしょうか？

A 5 : 他の産科医や助産師を雇用されている場合

雇用している他の産科医や助産師に対する分娩手当について、雇用契約等に明記し、支給されていることを条件に、院長本人が分娩を取り扱った場合についても補助対象とします。

この場合、補助対象経費としては、院長分の手当見合いとして、“他の医療従事者への手当の支給単価×院長自身が取り扱った分娩件数”を計上して差し支えありません。

他の産科医等を雇用せず、お一人で経営されている場合

他に分娩を取り扱う産科医等がないことを証明する文書（※）を提出いただいた場合、補助対象とします。

この場合、対象経費には、分娩手当見合いとして、“貴院における年間分娩取扱件数×1万円（基準額）”以内の金額を計上して差し支えありません。

※他に分娩を取り扱う産科医等がないことを証明する文書

別紙「産科医等確保支援事業における分娩介助医師についての申立て」を提出してください。

Q 6 : 当院は、医療法人ですが、産科医は理事長である私1人で、私には理事長報酬が支払われており、給与（手当）を費用に計上することができません。

このような場合、分娩を取り扱っても補助の対象とならないのでしょうか？

A 6 : A 5 他の産科医等を雇用せず、お一人で経営されている場合 と同様の取扱いになります。

【分娩手当Q&A】

Q 7 : 高知県産科医等確保支援事業費補助金交付要綱に、「就業規則又はこれに類するもの」と記載されていますが、どのようなものを提出すれば良いのでしょうか？

A 7 : 分娩手当の支給が明記された就業規則又は給与規程若しくは雇用契約書の写し等を提出してください。

なお、雇用契約書の写しについては、原本証明が必要となります。

Q 8 : 高知県産科医等確保支援事業費補助金交付要綱に、「1分娩当たり、一般的に入院から退院までの分娩費用として徴収する額が55万円未満」と記載されておりますが、どのように算出すれば良いのでしょうか？

A 8 : 貴院の正常分娩の取り扱いにおいて、妊産婦が負担する、入院から退院までにかかる分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等の標準的な金額を算出してください。

なお、妊産婦が任意に選択できる記念品や特別料理などの付加サービスは除いていただいて結構ですが、全病床個室の医療機関における個室料金や食事料など、実質、ほとんどの妊産婦が負担している費用は標準的な分娩費用に含めてください。

また、正常分娩、異常分娩を問わず当該事業の補助対象となります。

Q 9 : 1分娩当たりの分娩費用に、「産科医療補償制度」の1万2千円は含まれるのでしょうか？

A 9 : 貴院が「産科医療補償制度」に加入している分娩取扱施設であって、当該補償制度の掛金相当額を分娩費用に含めて徴収している場合には、分娩費用に含まれます。

Q10 : 年間の分娩件数や手当の支給額については、どのように見込めば良いのでしょうか？

A10 : 補助金の申請時には、過去の実績や事業計画等に基づき当該年度の見込みを計上してください。